３．排出量取引

論点	政治的合意　－Bonn Agreement－ (FCCC/CP/2001/L.7)	COP6part2 終了時テキスト 7 月 27 日付 (FCCC/CP/2001/CRP.11)
さらなる定義 （第１条定義､第１４条規定の適用に加えて）		P45,ﾊﾟﾗ 1(a) ERU：第 6 条（ERU の移転と取得）および同条文における要件に則して［発行］［移転］される単位 P45,ﾊﾟﾗ 1(b) CER （++）：第１２条および同条文における要件に則して発行される単位 P45,ﾊﾟﾗ 1(c) オプション１：AAU：決定-CMP.1（割当量計算法）中の登録に関する関連規定に則して発行される単位 オプション２：PAA（a “part of assigned amount”）：議定書第 17 条および同条文における要件に則して発行される（排出の）単位
ERUs,CERs (*),AAUs を移転もしくは取得するための適格性要件 (*) G-77/中国はこれらの用語の削除を要求		P45,ﾊﾟﾗ 2(a) 京都議定書締約国であること （++） P45,ﾊﾟﾗ 2(b) 京都議定書における遵守の手続きとメカニズム［に関する合意を受諾している］［の関連規定を条件としている］ ［その他受諾可能な案］ P45,ﾊﾟﾗ 2(c) 割当量計算方法にしたがって割当量の確定を受けている （++） P45,ﾊﾟﾗ 2(d) 排出量と除去量を推計するための国内制度を有する （++） P46,ﾊﾟﾗ 2(e) 適切な国内登録簿（レジストリー）を有する （++） P46,ﾊﾟﾗ 2(f) 直近の年次目録（インベントリー）の提出および毎年の提出 （+） P46,ﾊﾟﾗ 2(g) 割当量に関する補完的な情報の提出および第 7 条 4 項（割当量算定方法）に基づく割当量の追加･削減（第 3 条 3､4 項下の活動含む） P46,ﾊﾟﾗ 2(h) コミットメント期間準備量の維持
適格性要件の達成と継続		P46,ﾊﾟﾗ 3(a) （+） ・遵守委員会の執行部門が､締約国が要件未達成であると判定しなかった場合 ・それ以前に、遵守委員会の執行部門が、要件遵守に関する疑義がないことを決定し、事務局にそう伝えた場合 ⇒ 自国の割当量と排出量を計算する能力を実証する報告書提出の 16 ヵ月後に､適格性要件を満たしているとされる P46,ﾊﾟﾗ 3(b) （++） ・遵守委員会の執行部門が､締約国が適格性要件を 1 つ以上満たしていないと決定し、適格性を一時停止してその情報を事務局に伝えない限りにおいて ⇒ 適格性要件を引き続き満たしているとされる
適格性要件達成締約国 および 一時停止締約国リスト		P46,ﾊﾟﾗ 4 （++） 一般入手が可能なリストを事務局が保有

論点	政治的合意　－Bonn Agreement－ （FCCC/CP/2001/L.7）	COP6part2 終了時テキスト 7 月 27 日付 （FCCC/CP/2001/CRP.11）
法的主体の参加		P46,ﾊﾟﾗ 5　（++） ・国別登録簿間の移転と取得は、締約国の責任において実施されるべき ・法的主体の第 17 条に基づく移転／取得を認める締約国は、京都議定書の義務の遵守に対し責任を有し、そうした参加が本添付書に則していることを保証する ・締約国は参加主体の最新リストを保有し、国別登録簿を通じて事務局および一般に公表する ・締約国が適格性要件を満たしていない／一時停止の場合、法的主体が参加できない場合がある
コミットメント期間準備量（CPR）	附属書 I 締約国各国は、その国別登録簿の中に、京都議定書第 3 条第 7,8 パラグラフに基づいて計算された締約国割当量の 90%を下回らない量、あるいは直近にレビューを受けた目録値の 5 倍の 100%、このうちどちらか低い方のコミットメント期間準備量を保有すべきであるということを、COP／MOP に対し提言すること	P47,ﾊﾟﾗ 6　（+++） 附属書 I 締約国各国は、その国別登録簿の中に、京都議定書第 3 条第 7,8 パラグラフに基づいて計算された締約国割当量の 90%を下回らない量、あるいは直近にレビューを受けた目録値の 5 倍の 100%、このうちどちらか低い方のコミットメント期間準備量を保有すべきである P47,ﾊﾟﾗ 7　（+） コミットメント期間準備量は、ERU, CER, and/or AAU の保有量により構成される P47,ﾊﾟﾗ 8 締約国は、これらの保有量がコミットメント期間準備量の要求水準を下回るような移転を行うべきではない（should/shall） P47,ﾊﾟﾗ 9　（+） これらの保有量がコミットメント期間準備量の要求水準を下回る場合は、締約国は事務局から通知を受け、その通知から 30 日以内に保有量を要求水準に合わせる P47,ﾊﾟﾗ 10 第６条監督委員会により検証を受けた ERU の移転には、コミットメント期間準備量に関する規定 および第 17 条に基づく移転の制限に関する規定は適用されない P47,ﾊﾟﾗ 11 事務局は要請に応じて役割を果たすこと

脚注：COP6part2 におけるメカニズムに関する議論の進捗を明らかにし、ＣＯＰ７における話し合いが円滑に進むよう、COP6part2 終了時テキスト内の各文には、以下の記号によりその位置付けが示されている

”＋＋＋”　High-Level Segment で合意されたもの
“＋＋”　drafting group で合意されたもの
“＋”　drafting group で一部合意されたもの